

あきた企業連携型奨学金返還助成制度

秋田県内に就職した大卒者等を企業等と連携して

最大120万円支援します！



©2015 秋田県んだっチャ

募集人数制限
なし！

最大6年間
120万！

業種問わず！

秋田県では、若者の県内定着・回帰を進めるため、新たに、企業等と連携した奨学金返還助成制度を創設しました！

制度概要

- 秋田県内の企業等に就職した大卒者等の奨学金返還額を、県と制度に賛同した企業等と連携して一定額（最大120万円）を支援します。
- 就職した企業等の区分に応じて支援の企業等負担額が変わります。

支援内容

支援内容は以下のとおりです。

支援対象者 企業等へ正規雇用された大卒者等（大学、大学院、高専専攻科等を卒業・修了）

対象企業等 県内本社企業又は主たる勤務地を県内に定めて雇用する県外本社企業 等

※ただし、過去3年間の大卒者等の採用数が平均20人以上で、かつ同期間における大卒者等の採用予定数に達している企業等を除く。

支援額 最大120万円（上限：年間20万×6年間）

※企業負担は以下の表を参照

企業等の区分	企業等負担割合	企業等負担上限額
中小企業	1 / 3	40万円
大企業	1 / 2	60万円
特定企業（※）	3 / 4	90万円

※ 中小企業、大企業のうち、原則として過去3年間の大卒者等の採用数が平均20人以上の企業等

制度の流れ(スケジュール)

学生、対象企業等及び県のスケジュールは次のとおりです。

※令和7年度に県内就職する新卒者で、10月から奨学金返還が始まるケースを想定

<令和6年度>

企業: ①県に、5月末日まで登録申請を行います(採用計画等の提出)。

②10月以降、県に令和7年度採用の予定者数を報告します。

学生: ①登録企業一覧(秋田県就活情報サイト「KocchAke!」に順次掲載予定)等を参考にしながら、就活を行い10月以降に内定を受けます。

<令和7年度>

企業: ①4月に県に助成対象者数を報告します。

学生: ①登録企業に就職後、県に奨学金返還助成の認定申請を行います。

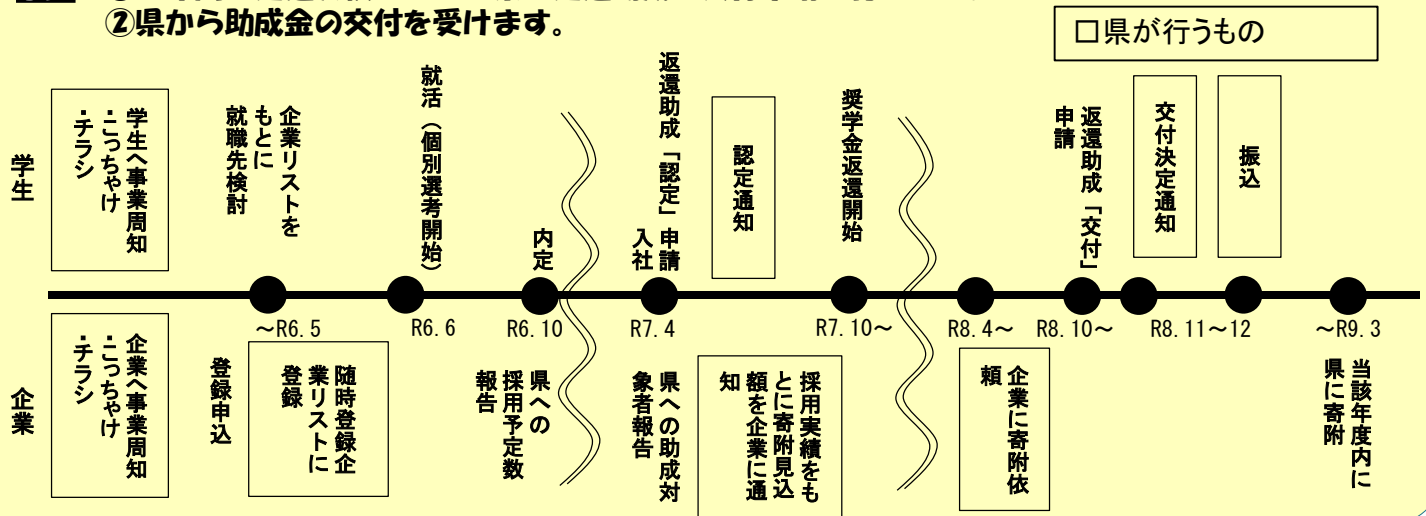
②10月から奨学金の返還を開始します。

<令和8年度>

企業: ①県に企業負担分を寄附します。

学生: ①1年間の返還実績に応じて県に返還助成の交付申請を行います。

②県から助成金の交付を受けます。



対象要件

※本フローチャートでは内容を簡略化していますので、詳細は募集要項等を確認してください。

支援対象者

- ・大学、大学院、高専専攻科等(学位の取得が可能な課程相当)を卒業・修了し、対象企業に正規雇用された者
- ・本制度の利用を希望する者
- ・対象企業に就業し6年以上継続して勤務する意思のある者
- ・助成対象となる奨学金に原則として他の返還支援を受けていない者(県内市町村を除く)
- ・公務員等(会計年度任用職員、国立大学法人、独立行政法人、地方独立行政法人を含む)でない者
- ・現行制度(秋田県奨学金返還助成制度)の助成を受けていない者

対象企業等

- ・県内本社企業又は主たる勤務地を県内に定めて雇用する県外本社企業等
※医療法人、個人事業主等を含む。なお個人事業主本人は対象外
- また、以下について同意する企業であること
- ・本制度利用者への奨学金返還助成に際し県と連携して所定の負担をすること
- ・本制度を利用した採用者を正社員で6年以上雇用する意思のあること
- ・本制度を希望する者が採用されたときは必ず本制度を適用すること
- ・本制度利用者が途中退職しても返還を求めないこと
- ・本制度を利用するにあたり、「こっちゃんけ」に登録し、企業情報欄で大卒者等を採用する必要性を明確にアピールすること
- ・本制度利用者が認定申請等を行う際の手続き等について協力すること
- ・本制度を通して得た個人情報、責任を持って適正に管理し、本制度の目的以外には一切使用しないこと

お問い合わせ先

〒010-5870 秋田県秋田市山王四丁目1番1号 秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課
TEL: 018-860-3751 FAX: 018-860-3871 E-mail: iju@pref.akita.lg.jp

本事業についての要項や様式等は、秋田県就活情報サイト「KocchAke!」を確認してください。→



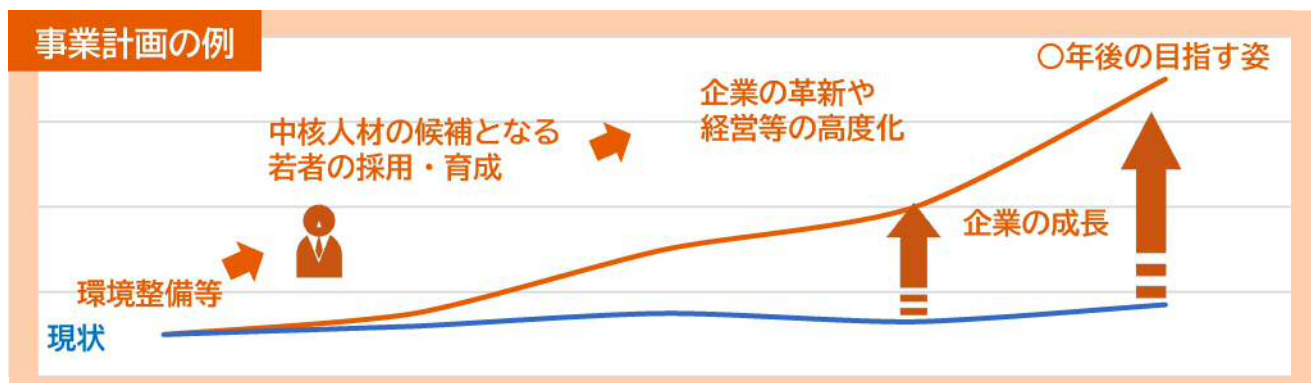
企業の中核となる 人材の確保・定着に向けた 環境整備等に取り組む 中小企業を募集します

補助率 3/4
以内
上限 **750** 万円
※下限300万円



●事業概要

企業の中核となる人材の確保・定着と、これに基づく自社の革新や経営等の高度化に向けた、事業計画に基づく設備投資等の取組に対し、助成します。



環境整備等の例



新たな部門の創設に必要な
事業所リノベーション



新事業に係る
専門家のアドバイス



大学との共同研究
…など

●募集期間

事前相談 4月1日(月) ~ 6月14日(金) 申請 4月1日(月) ~ 6月28日(金)

※募集期間終了後も、次回募集等に向けて随時相談を受付します。

●申請対象企業の条件

- ・ 中小企業であること。（みなし大企業を除く）
- ・ 中核人材となる大卒者等の確保・定着により、自社の革新や経営等の高度化を図る事業計画を策定すること。
- ・ 事業計画の期間内に1名以上の大卒者等を採用すること。
- ・ 秋田県内の事業所等で事業計画に取り組むこと。
- ・ 事業計画に基づく取組について積極的に情報発信を行うこと。 等

中核人材とは

中核人材 事業上の様々な業務において中核を担う人材
高度な専門性を有する人材

- ・ 各部門の中核として、高度な業務・難易度の高い業務を担う
- ・ 組織の管理・運営の責任者
- ・ 複数の人員を指揮・管理する
- ・ 高い専門性や技能を有する
- ・ 将来、経営層の一員として想定

業務人材

事業運営において
各部門や業務の遂行を担う人材

- ・ 各部門において、比較的定型的な業務を担う
- ・ 組織の管理・運営の責任者となっていない
- ・ 中核人材の指揮・管理のもと業務を行う
- ・ 中核人材の補助的な業務を行う

（中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン（R5.6中小企業庁）を参考に作成）

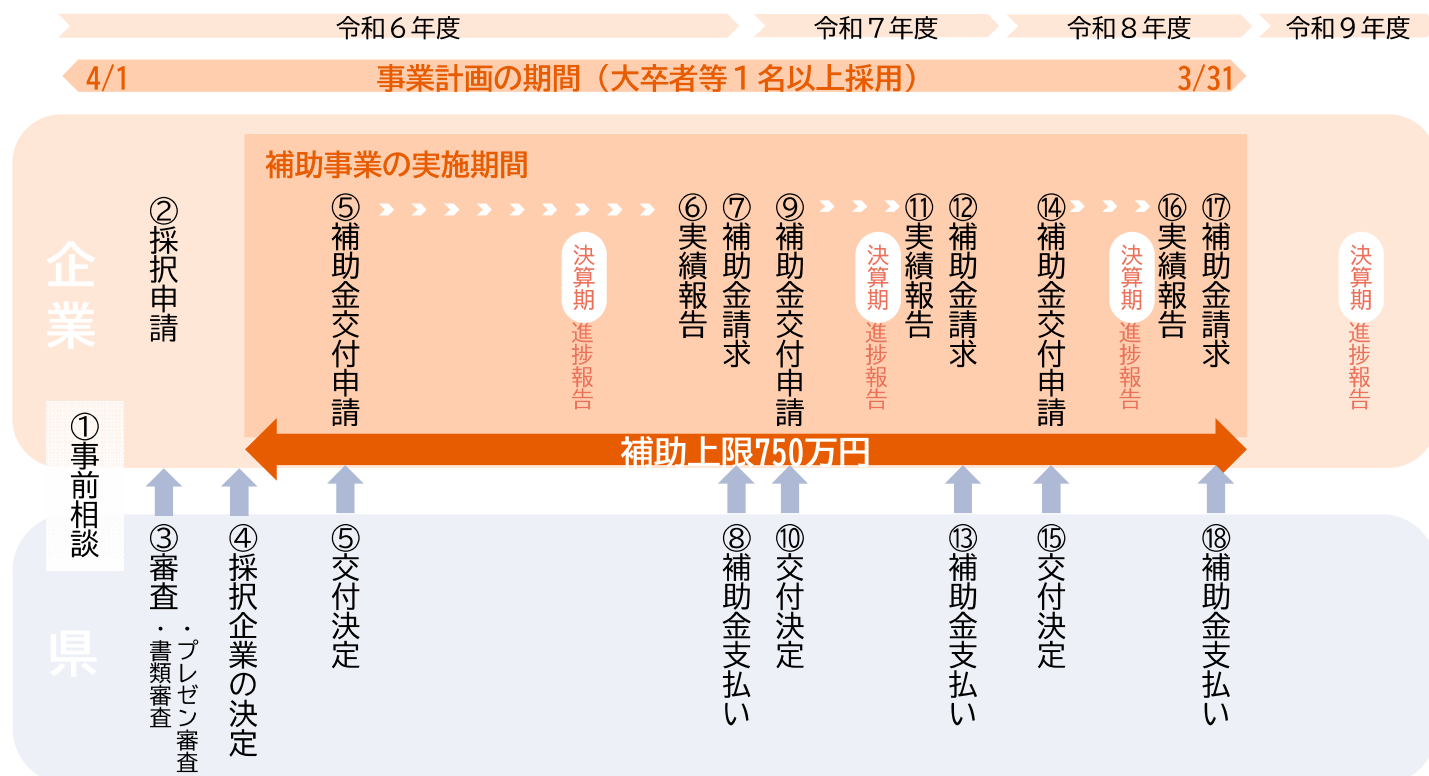
大卒者等とは

本事業においては、大学、大学院、高等専門学校（専攻科）の卒業生であって、新卒者又は既卒者（原則35歳未満のAターン者）を指すものとします。

●補助対象経費

- ・ 機械装置費 ・ 施設改修費 ・ 専門家指導費 ・ 研究開発費 ・ 採用活動費
- ・ その他、特に必要と認められた経費

●スケジュール ※3年度にわたる事業計画のケース



対象経費の詳細や提出様式などは、美の国あきたネットに掲載している要綱等を確認してください。
URL <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/80351>

令和6年度 秋田県中核人材育成支援事業

企業の中核となる 人材の育成に取り組む 企業を募集します



補助率 3/4
以内

上限 **200** 万円

事業概要

中核人材の育成に向けて、大学卒業者等を対象に企業が実施する**高度な研修**や**資格取得**支援等に要する経費の一部を助成します。

中核人材 事業上の様々な業務において中核を担う人材
高度な専門性を有する人材

- 各部門の中核として、高度な業務・難易度の高い業務を担う
- 組織の管理・運営の責任者
- 複数の人員を指揮・管理する
- 高い専門性や技能を有する
- 将来、経営層の一員として想定

業務人材

事業運営において
各部門や業務の遂行を担う人材

- 各部門において、比較的定型的な業務を担う
- 組織の管理・運営の責任者となっていない
- 中核人材の指揮・管理のもと業務を行う
- 中核人材の補助的な業務を行う

(中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン (R5.6中小企業庁) を参考に作成)

大学卒業者等とは

大学、大学院、高等専門学校（専攻科）の卒業者で、原則入社後5年以内の35歳未満の者（令和6年4月1日時点）のことを指します。

補助対象経費

新事業創出や海外展開、研究開発などに資する研修等に要する経費

- (1)研修機関等の入学料、受講料、教材費、旅費、交通費、宿泊費 等
- (2)国家資格、公的資格及び民間資格を取得するために必要な受験料、検定料 等
- (3)研修等期間中の人件費相当額

研修等例

- 国内・海外企業での先端技術習得研修や県内外大学での特別履修
- TOEIC等資格取得講座の受講や大学等講座の受講
- 海外販路拡大・新商品の企画立案に向けたマーケティングスキル講座の受講

募集期間

事前相談

4月15日(月)～6月14日(金)

申請

4月15日(月)～6月28日(金)

※募集期間終了後も、次回募集等に向けて随時相談を受付します。

応募書類提出先・問い合わせ先

秋田県産業労働部雇用労働政策課 就業支援チーム

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号（県庁第2庁舎3階）

TEL : 018-860-2334 FAX : 018-860-3833 Email : koyorodo@pref.akita.lg.jp



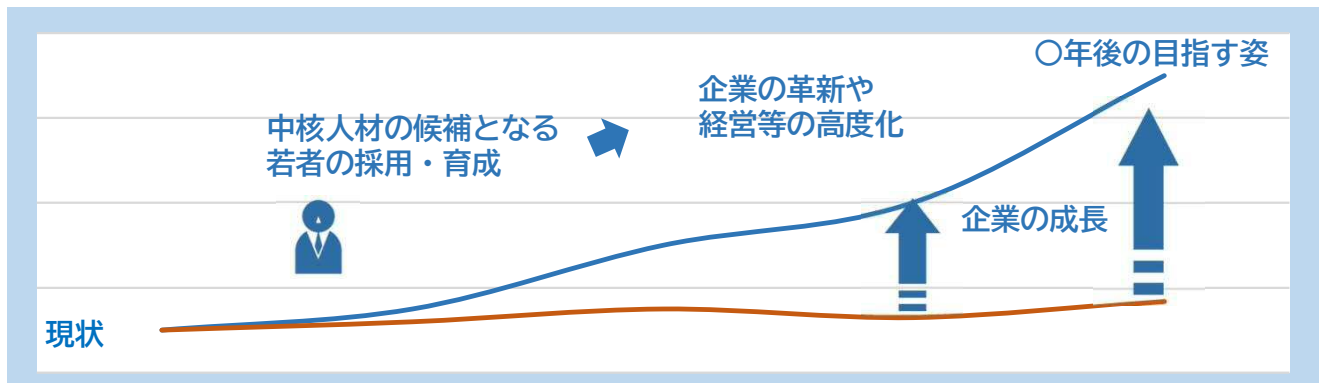
令和6年度 秋田県中核人材育成支援事業

申請対象企業の条件

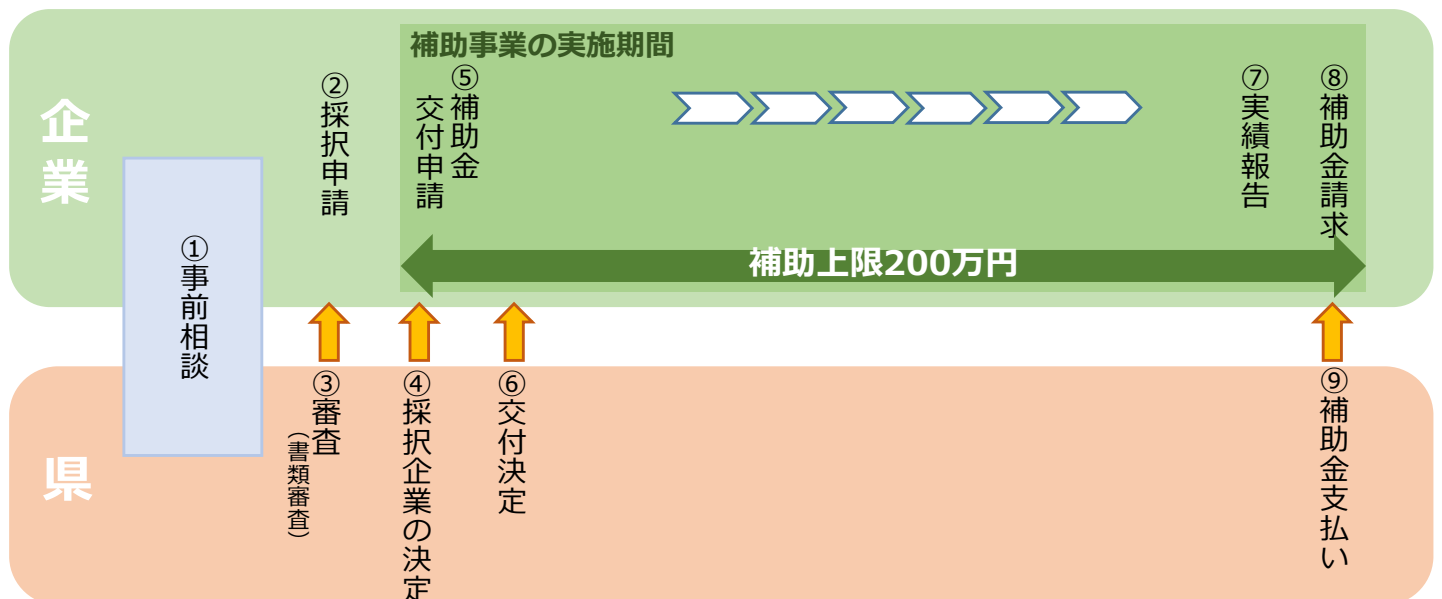
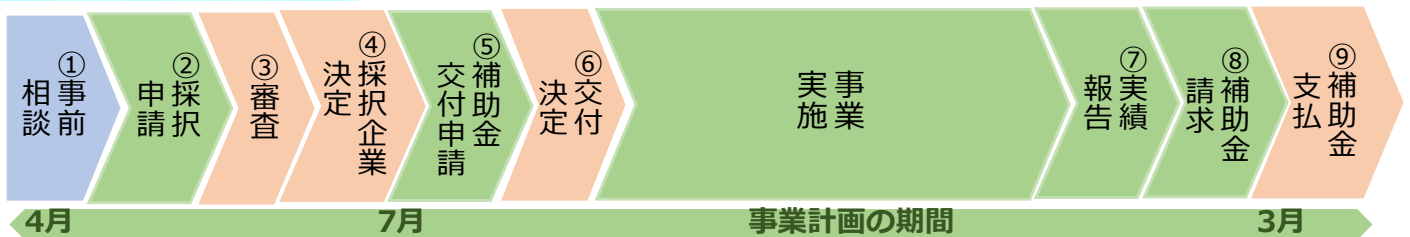
- 秋田県内に事業拠点を有していること
 - 下記の事業を営む事業者であること
『製造業』『商業・サービス業』『情報関連事業』
 - 中核人材となる大学卒業者等の育成計画（**中核人材育成計画**）を策定し、自社の革新や経営等の高度化を図る事業者であること
 - 育成計画に基づく取組について積極的に情報発信を行うこと
- 等

中核人材育成計画とは

採用した大学卒業者等について、想定するキャリアパスとその実現のために行う人材育成の取組を記載した計画書のこと。



スケジュール



対象経費の詳細や提出様式などは、
美の国あきたネット(コンテンツ番号：80891)
に掲載している要綱等を確認してください。

